2016年1月26日(火) 個別リサイクル制度見直しに向けたマルチステークホルダー会議

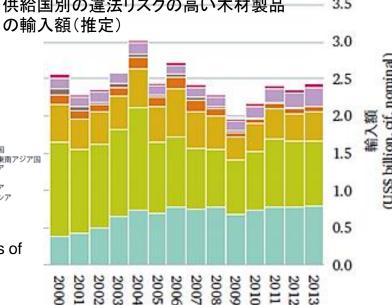
日本の木材調達の課題

2020東京五輪に活かし、 2030年を見すえた持続可能な循環型社会につなぐために

> 坂本有希/地球・人間環境フォーラム sakamoto@gef.or.jp

違法リスクが高い木材製品の日本市場への流入

- 主要な木材消費国5カ国を対象とした調査で日本の評価は最低(2008年)
 - □ 日本の木材製品の総輸入量の約9%が違法
 - □ 日本における違法リスクの高い木材製品の一人当たりの消費量は、 他の消費国4か国を上回る
 - □ 違法伐採問題の解決のために取った法的措置に関するスコアでは、 日本は5か国中最低 供給国別の違法リスクの高い木材製品
- ▶ 2013年の調査では※2
 - □ 日本の輸入木材セクター製品全体の 12パーセントが違法リスクが高い木材と推定
 - □ 日本の違法リスクの高い木材の輸入は他の消費国より顕著に高いまま (英国3%、オランダ2%、フランス3%以下、米国5%以下※3)



※1 Lawson, S. and MacFaul, L. (2010), Illegal Logging and Related Trade: Indicators of the Global Response. Chatham House.

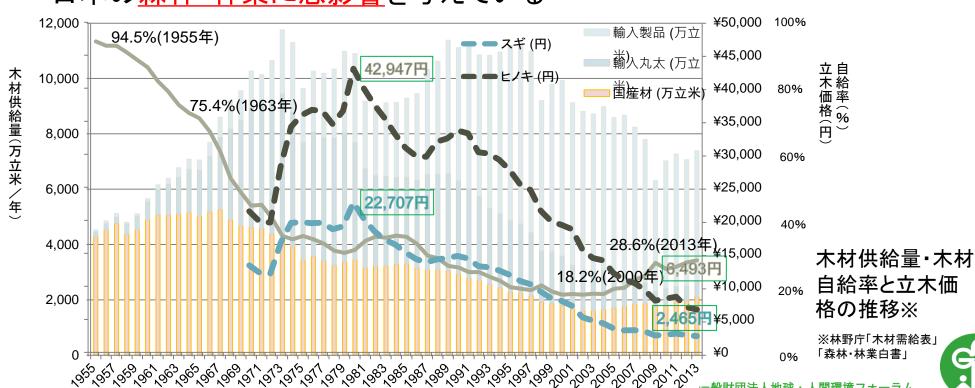
- ※2籾井まり(2014年)「違法木材の取引:日本における取組」チャタムハウス
- ※3Chatham House (2014) Trade in Illegal Timber in UKなど各国版

般財団法人地球・人間環境フォーラム

FAIRWOOD PARTNERS

違法伐採~日本への影響

- 国内林業産出額の恒常的な減少(<u>過去35年間で30%減少</u>)と<u>木材価格の下</u> <u>落</u>が続き、間伐や森林整備が遅れ森林の荒廃や多面的機能の低下
- <u>安価な違法伐採木材の輸入</u>が認められているため、不正価格競争により 日本の<u>森林・林業に悪影響</u>を与えている



違法伐採~世界への影響

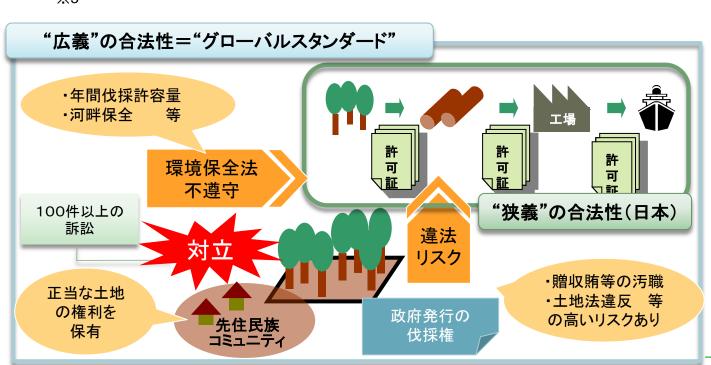
- 違法伐採が問題となっているのは、東南アジア(インドネシア、マレーシア、 ラオス、ミャンマー)など)、ロシア、アフリカ、中南米など
- 環境的に<u>貴重な森林の破壊</u>(2000年~2012年の間に、日本の国土の6倍にも当たる230万平方キロメートルもの森林が地球上から消失)※1
- 森林減少は生物多様性の損失につながり、気候変動の原因(温室効果ガス 排出原因の約20%)
- 森林に頼って生きる先住民族を含む人々の生活や文化を破壊
- 汚職行為の増長と持続可能な発展の阻害
 - サラワク州の林業部門および土地開発部門では汚職、贈収賄、脱税、違法伐採 などの犯罪活動が広範囲に蔓延しているとの指摘※2
- 国々は100億米ドルの収入を失う一方、国際犯罪ネットワークは違法木材から300億米ドルもの資金を入手(アジア・太平洋地域の犯罪組織にとっては、違法伐採木材取引は2番目に大きな収入源)※3
 - ※1 Global Forest Watch http://www.globalforestwatch.org/
 - ※2 グローバル・ウィットネス(2013)「野放し産業」
 - ※3 国際刑事警察機構、国連薬物・犯罪事務所



木の流れから、未来をつくる。 フェアウッド・バートナーズ

違法伐採のリスク~マレーシア・サラワク州の場合

- 森林減少のスピードが世界でも最も速い地域※1。残された原生林は元のわずか5パーセント未満※2
- 木材セクターでの深刻な汚職の報告多数、反汚職委員会が調査を実施中
- 政府の伐採権などの発行を巡り、土地の利用権を争う訴訟が100件以上
- 汚職とも関連し、国立公園内の伐採の監視など法律・規則の遵守が担保されない
- 日本は過去20年間、サラワク州の木材の最大の輸出先。サラワク州からの合板輸出の約半分は日本へ※3





※1 Hansen et al. High-resolution global maps of 21st-century forest cover change. Science, 2013年11pp. 850 –853 ※2グローバル・ウィットネス,(2013)「野放し産業」

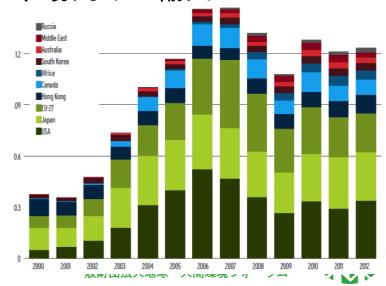
**3 STIDC (2013). Export Statistics of Timber And Timber Products Sarawak 20

違法伐採のリスク~中国・ロシアの場合

- ロシア発中国経由で日本市場に
 - □ 中国から日本に輸入された木材製品は<u>過去10年間で3倍に増加</u>
 - □ 中国から日本に輸入された木製家具やフローリングのほとんどがロシアで違法 伐採された木材から製造されている
- ロシアの林業関連会社の企業や工場の多くが中国人所有または投資
- 木材製品の90%以上を日本向けに輸出する中国の業者は、ロシアから調達したアカマツについて<u>違法だと知りながら</u>日本市場向けに輸出※1
- ロシア東部で伐採される丸太の 少なくとも<u>50%が違法伐採</u>と推定_{※2}
 - 伐採割当量を超える伐採
 - □ 許可された伐採地の外での伐採
 - □ 伐採許可証のロンダリング・偽造

※1,2 EIA(2014)「門戸開放:ロシア産違法材の輸入を防ぐことのできない日本の失敗」

中国の輸出相手上位10か国 (床材)(金額、10億米ドル)



木の流れから、未来をつくる。 フェアウッド・パートナーズ

欧米豪と日本の違法伐採対策の比較

的小家C口中仍连边[2]不为宋仍起我				
	米国 (レイシー法)	EU (EU木材規則)	豪州 (違法伐採禁止法)	日本 (グリーン購入法)
対策の施行年	2008年	2013年	2014年	2006年
規制の対象者-① 民間も対象	本材の輸出入、売買、取引を 行う <u>全ての者</u>	EU市場に <u>木材を最初に出荷</u> <u>する者</u>	豪州への木材の <mark>輸入業者</mark> 、 国内で生産された丸太の <u>加</u> 工業者	木材を調達する <mark>国・独法のみ</mark> (民間事業者は自主的な取 組を推進)
違法性(違法伐採)の 定義 広範な適用範囲	連邦法、州法、外国法に違反 して採取、保有、移動又は販 売された木材	木材が伐採された <u>生産国の</u> 法令に反して伐採された木材 (関連法令として伐採に関す る法律、租税法、環境法等を 規定)	木材が伐採された <u>生産国の</u> 法令に反して伐採された木材	原木の生産された国又は地域における <u>森林に関する法</u> 全に反して伐採された木材
禁止事項	連邦法、州法、外国法等に違 反して採取、保有、移動又は 販売された木材の輸出入、 運搬、売買、取引	違法伐採された木材および その加工品のEU市場への出 荷	違法伐採された木材および その加工品の輸入、違法伐 採された豪州産木材の加工	(環境物品等の調達の推進 を図るための方針を作成し、 公表することが義務づけられ ている)
事業者による合法性 の念入りな確認 (デュー・デリジェン ス)-② 義務行為	<mark>十分な注意義務</mark> (Due Care) を果たすこと	情報の収集(法律の順守状 況の調査等)、違法性のリス ク評価、リスク低減措置(第 三者証明等)	情報の収集(法律の順守状 況の調査等)、 <u>違法性のリス</u> ク評価、リスク低減措置等	林野庁ガイドラインにて3種類の方法を例示:森林認証の取得、業界団体の <u>自主的規範</u> に基づく事業者認定、個別企業による <u>自主的な証明</u>
罰則-③	違反の内容により、 <u>最大懲役</u> <u>5年未満</u> 、 <u>罰金50万米ドル以</u> 下	EU加盟国が <mark>個々に定める</mark> (抑止力をもつものでなけれ ばならない)	違反の内容により、 <u>最大懲役</u> <u>5年未満、罰金42.5万豪ドル</u> <u>以下</u> 一般財団法人地球	<u>無</u>

日本の既存の制度(合法木材制度)の問題点

- 日本が他国に先駆け2006年に導入したグリーン購入法を活用した 木材・木材製品の合法性確認制度は、他の先進国と比べて対象範 囲が狭く、強制力の伴わない、実効性に欠ける制度といえる
 - ①<u>政府調達のみを対象</u>とし、木材消費の9割以上を占める民間事業者は努力義務対象にとどまる
 - ②不遵守に対する罰則規定がないため、合法性確認は実際には行われていない場合がある(アンケート調査の結果、回答した国等機関の4分の1が合法性確認を行っていない、確認している機関も確認方法を把握していないと回答※)
 - ③合法性の確認方法の規定が不明確で、<u>輸入者によるリスクアセスメントを</u> 含む<mark>念入りな確認</mark>(デュー・デリジェンス)を義務付けていないため、違法 リスクの高い木材を排除できない
 - ④合法性の定義や対象となる法令の<u>範囲が不明瞭</u>であるため、幅広い分野で問題となっている違法伐採全体をとらえることができない



実効性ある違法伐採対策に関するNGO提言(2015年9月)

違法伐採木材の排除において強制力のある、実効性の高い制度の3点を不可欠な要素として以下を提言

- ①違法伐採の定義を明確にし、その取引を禁じること
- ②違法伐採木材の取扱いを避けるため、違法リスクが低い ことの念入りな確認(デュー・デリジェンス)を事業者に義 務づけること
- ③取引規制違反等に対して罰則を導入すること
- 2016年のG7伊勢志摩サミット、2020年の東京オリンピック・パラリンピック、その先を見据えた日本の「責任ある木材調達国」を実現するために、

日本が導入すべき違法伐採対策制度(FoE Japanと地球・人間環境フォーラム案)

- 1. 違法伐採木材等の取引規制
- (1)違法に伐採された木材等(木材及び木材 製品)の輸出入及び国内での取引を禁止 ※WTO原則により輸入に加えて国内取引も規制の必要
- (2)木材等の輸出入並びに国内で伐採された木材の取引を行う一定規模の事業者に対し、当該木材及び木材製品の合法性の念入りな確認(デュー・デリジェンス)を義務付け
- (3) デュー・デリジェンスが適切に行われていることを担保するため、公的な認定制度 を導入し、認定の取得を義務付け

2. 木材等の流通情報管理

- (1)木材等の輸出入及び取引を行う事業を届 出制とする
- (2)届出事業者に対し、取引する木材等に係 る情報を台帳に記載して保存することを 義務付け
 - 3. 遵守確保措置
- (1)取引規制違反等に対する罰則の導入
- (2)監督官庁の権限、認定機関への統制について規定



違法伐採対策の導入に向けた懸案事項

- 木材・木材製品の事業者による合法性の確認のコスト (WTOの内外無差別の原則のため国産材に対しても外国産材木材と同様の規制を適用する必要あり)
 - 違法性リスクの高さと確認コストは比例。リスクの高いところからの購入はコスト負担が大きくなり、違法木材の輸入が回避されやすくなる
 - <u>国産材は違法性リスクが低く</u>、合法性の確認コストは少ないと 考えられる
 - ■木材・木材製品の合法性に関する判断材料を、国又は公的な団体が提供するなどの支援等で、事業者の負担を軽減することが重要



関連イベントのご案内

- 第2回フェアウッド研究部会:日本版レイシー法、立法なるか?~実効性ある違法伐採対策とは(1/28(木)18:30-21:30@ワイス・ワイス)
- 企業×NGOで世界の森を守るフォレストパートナーシップセミナー 2016(2/4(木)19:00-21:00@日比谷文化図書館)
- セミナー「燃える熱帯林と気候変動、生物多様性、人権:企業の役割・責任とは?」(2/5(木)14:00-17:00@会議室内海)
- セミナー熱帯林とCSR 2016~SDGs持続可能な生産・消費への重点課題としての紙とパーム油(3/3(木)午後@日比谷文化図書館)